

議案第3号

埼玉西部消防組合情報公開条例の一部を改正する条例

埼玉西部消防組合情報公開条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月6日提出

埼玉西部消防組合管理者 藤 本 正 人

提 案 理 由

本組合における個人情報保護制度について個人情報の保護に関する法律が適用されることに伴い、同法の規定と整合を図るため、本案を提出するものである。

## 埼玉西部消防組合情報公開条例の一部を改正する条例

埼玉西部消防組合情報公開条例（平成25年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「であって、」の次に「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により」を加え、同条第3号を次のように改める。

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

ア 公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公開しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

第7条第6号中「著しい」を削る。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第7条の規定は、この条例の施行の日以後の埼玉西部消防組合情報公開条例第5条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）があったときの公文書の公開について適用し、同日前の公開請求があったときの公文書の公開については、なお従前の例による。